

平成25年度徳島県障がい者自立支援協議会議事録

- 1 平成26年3月27日（木）午後2時から午後3時30分まで
- 2 場所 徳島県徳島合同庁舎 本館4階会議室
- 3 出席者
 - 委員
和泉芳枝、久米清美、久米川晃子、佐々木輝記、
長樂千英子、富澤彰雄、堀本孝博、松下義雄
(50音順)
 - 事務局
障がい福祉課4名、健康増進課1名、特別支援教育課1名、
東部保健福祉局1名、南部総合県民局1名、西部総合県民局1名、
精神保健福祉センター1名、発達障がい者総合支援センター1名、
障がい者相談支援センター4名
- 4 会議次第
 - i 開会
 - ii あいさつ
 - iii 議事
 - (1) 会長、副会長の選任について
 - (2) 人材育成部会、地域自立支援協議会推進部会について
 - (3) 福祉政策諸制度の変更等について
 - (4) 各事業の実施状況等について
 - (5) その他
 - iv 閉会

【あいさつ】

障がい福祉課長 日頃からの本県障がい福祉行政の推進に対して、特段のご理解、ご協力について謝意。

障がい者支援については、県・市町村、事業所そして保護者をはじめ利用者の方々がそれぞれ多様な面から支援を行っている。その中でも特に、広域的で優先的な課題について、それぞれ情報を持ち合い、協議を進めていくということで、本自立支援協議会を開催させていただいている。

各部会におきます検討状況、障害支援区分制度、障害福祉計画等について説明させていただくので、皆様のご意見をいただきたい旨の挨拶を行った。

【委員紹介】

事務局より新任委員を紹介

【議事】

(1) 会長に富澤委員、副会長に堀本委員を選任し、以後、会長が協議会の進行を行う。

要綱、要領の改正（「障害」の「害」の字について、「ひらがな」表記としたこと、当事者委員について、所属団体等からの推薦に基づき知事が委嘱する旨の規定を設けたこと）について事務局から説明。

【質疑応答等】

会長 とくにご意見、ご提案等はないでしょうか。

・・・意見等なし・・・

【議事】

(2) 人材育成部会、地域自立支援協議会推進部会の活動内容及び計画相談の進捗状況について事務局から報告。（資料P 1～P 6）

【質疑応答等】

会長 事務局から、資料をもとに説明がございました。質問等々、この委員さんの中に人材育成部会の方、推進部会のアシスタントの方もおいでになりますので、ご意見、ご感想等々、よろしく願いいたします。

この資料の5ページの平成25年12月までの市町村別計画相談実績で、上勝町が0.0パーセントで、児童福祉法分は空白となっていますけれども、このままでよろしいんですか。

事務局（障がい福祉課） エクセルの問題で、数字が表示されていません。そもそも障害児通所支援の受給者数が0ということで、100パーセントとも言えると思いますが0パーセントでもあります。

会長 はい、了解です。

松下委員 人材育成部会のことですが、次年度の国の指導者養成研修が今年度より1ヶ月早い時期となっておりますので、その辺をまた御検討いただいて時期を決めていきたいと思っております。

それから、地域の広域的な課題の一つでもあがってございました強度行動障がいの方に対する人材育成について、次年度国でも支援者養成研修をするということになっております。今まで人材育成部会では相談支援従事者研修とサービス管理責任者研修の人選であるとかを主に担ってきたかと思うんですが、できればこの辺を一つにまとめて、人選でありますとか研修の内容とかを含めて協議されてはどうかと。あと、国の資料におきましても、サビ管の研修や相談支援の養成研修の基礎的な部分の研修として、強度行動障がいの研修をベースに取り入れるような意向があると思っておりますので、その辺を含めて相談支援やサービス管理責任者の組み立てを検討する方がいいんじゃないかなという気がします。以上です。

久米委員 計画相談の最終の期間は平成27年の3月ですかね。

事務局（障がい福祉課） はいそうです。

久米委員 すべて終了しなければならないのは。それと、それに合わせて、このサービスを受けている受給者とその相談員の数って合うんですか。全部終了できるんですか、徳島県は。達成率は約50パーセントとして、可能なんですかね。あるところの施設の担当者によると、これは難しいなみたいなことを言っていたんですが。そのあたりちょっと心配なんです。どうなんでしょうか。

事務局（障がい福祉課） 非常に厳しいと考えております。推進部会の中で、委員さんとお話させていただいたところですが、現在の県全体の人数で考えると、1人の相談支援専門員さんが平均100人以上は計画作成しないといけない。今のままでいくとそういう数になってしまいます。非常に厳しいと思っていますので、相談支援専門員さんの数を増やしていく、あるいは事業所、特定相談支援事業所の数を増やしていくというのは非常に大きな課題のひとつになっていると思います。

久米委員 それは全国的にそういう傾向なんですか。

事務局（障がい福祉課） 全国的にそういった状況になっていると思います。

久米委員 そうしますと厚生労働省はどんな風に言っているんですかね。

事務局（障がい福祉課） 厚生労働省としては、市町村や県での対応について、こういったことをしてくださいというものをいくつか示してはくれています。

先ほどの事務局からの説明と重なるところがあるのですが、市町村の対応としては、平成27年3月末までの見込み数を推計して、その推計値をもとに事業所の方と相談支援専門員さんが何人ぐらい必要かといったことを協議した上で、増やせるところを増やしていってもらって計画を進めていくというようなことだとか、県の対応としては、そういった現在の見込み数や進捗率をとりまとめて、それを市町村にフィードバックして行って、市町村を促すような形で関わってほしいといった提案になっています。

久米委員 この自立支援協議会ってどの程度の国に対する要望の力っていうのがあるんですかね。というのも、私も身体障害者連合会の会長として初めて参加させてもらったんですが、やはり我々当事者がこういうところでこういうことを知って、そして我々団体が厚生労働省に要望していくっていうのも一つの手ですから。市町村というか、徳島県にいくつあるんですかね、自立支援協議会が。

事務局（障がい福祉課） 13です。

久米委員 13ぐらいあるんですかね。そういうところにね、当事者を入れて、当事者も知る、意見を言う、そして一緒に厚労省に意見を述べていうことにしないとこれなかなか前に進んでいけないような気がします。以上です。

会長 昨年の4月からですね、自立支援法から総合支援法へと名称が変わって、そのときに自立支援協議会の見直しのことでも出ています。例えば、それぞれの地域で「協議会」、その上に色々名前をつけてもいいよということですが、おそらく徳島はそこまでいっていないかと思いますが。それと今久米委員さんがおっしゃいました、障がい当事者の参画を法定化ということになりましたので、県も各市町村も、13の地域での協議会でも、障がいのある当事者の参画ということで。13のそれぞれの地

域でやってる協議会で、障がい当事者の方の参画があるのはいくつぐらいですかね。
堀本副会長 私の確認しているところでは徳島市が当事者入っております。そして、あとどこかあるんですかね、南や西のほうは。ちょっと確認させてください。

会長 そんなふうに法定化されましたので、去年の4月からですが1年経ってます。これから当事者の委員さんの参画が出来るようにと思っております。

他にいかがでしょうか。

堀本副会長 まず問題になるのは、数字、当然100パーセントに近づけなければならぬというところがございます。制度的に、この計画相談を実施しなければサービスが使えないというのが法律、流れになっております。100パーセントに近づけなければ中にはサービスを使えない方が出てくる可能性が当然あります。その部分が一番懸念されると私自身は感じております。極端に言ったら生活圏が保証されかねるということが出て参りますので。立場的には可能な限り100パーセントに近づける、できたら100パーセントに向かって。当然県のほうも各市町村にはっぱをかけていただいているということですが、それをどれだけ市町村が理解してやっていただいているかというのがひとつの大きい課題かなと思います。同時に、やはりサービスを使われている方と相談支援専門員のアンバランスというんですか、推進部会でも検討した部分でありますけれども、新規事業所、そして今ある事業所に増員を働きかけていただけるってことしかないのかなと思います。あと1年しかありませんので、ぜひ100パーセント達成に向かってやっていただくことが必要かなと思います。

同時に、私、知的関係の委員でございます。知的の方については、障がい特性もありまして、セルフマネジメントの問題があります。例えば身体の方であれば、セルフマネジメントが可能な方、そんな方がいらっしゃろうかと思いますが、セルフマネジメントをすすめたらいって問題でもないですし、達成ができなかったらすべてセルフマネジメントにしてくださいという安易な考え方でなく、第三者が本人の意見を聞きながら計画を作っていくという方向に進めていっていただくという方策を、やはり今後もとって続けていただきたいなと思っております。その辺また皆さんでご議論していただけると思います。

特にセルフマネジメントという部分が出てこようかと思えます。

会長 今の堀本委員さんのご提案等々についていかがでしょうか。先ほどの計画相談実績で、資料の5ページで障害福祉サービス等受給者数が各24市町村ですね、徳島からありますが、この中で障がい種別とかいうのはわかるんですかね。

事務局（障がい福祉課） すみません。そのデータはありません。

会長 そのデータはない？そうですか。

久米委員 それは準備しておかないと。

会長 やはりデータが必要だと思うんですね。各市町村であまりにも達成率のバランスも差がありすぎるんで、限りなく100にはちょっとほど遠いかなと。地域格差と言っているのかどうかわかりませんが。推進部会では、現状では人材不足、人材育成を図ってほしいとありますので、そういうことも必要かなと。

久米委員 これは、未達成でなくて必ず達成してもらわないと。サービス受けられないんですから。私も初めてこういう意見を今知りましたので、我々団体も、おそらくこ

の3月の理事会評議委員会でこういう意見を述べまして、6月の政府陳情がありますので、そういうところで言わせてもらいますけれど。早く当事者を全国的に入れたいいけないですね。初めて知りましたから。これは馬力入れてください。

会長 よろしいでしょうか。はいどうぞ。

障がい福祉課長 この達成率のことで、当然期間が限られているということで、やはり市町村が主体となっているということで市町村に頑張ってもらいたいというのが一番大事と思っておりまして、私も昨年夏に、全市町村、意見交換会に回らせていただいております。その時も、主に議事事項を各課長さんとお話させていただいた時に、ぜひとも進めたいということをお願いしてまいりました。やはり各市町村によって、今説明もありましたように実情というものがございまして。確かに計画を作る人がなかなか人手不足という切実な想いもお伺いしましたが、やはり久米会長さんおっしゃられたように、サービスを受けられない、これが障がい者の方々にとって一番困ることですので、この件につきましてぜひとも進めたいということをお願いしておりまして、また今後とも引き続き市町村に対しまして、是非進めたいように、また私共もできることに関しましては支援をしていくというそういう形で進めてまいりたいと思っております。

会長 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

松下委員 なかなか進捗状況が悪いということで、国も先日、完全実施に向けた加速化策を県や市町村に流したかと思うんです。市町村だけじゃなくて、県と市町村とそれから相談支援ががっちりタッグを組んでやって進めていかないとなかなか現実としては難しいと思うんですね。

で、やはり県の役割としては、人材育成の部分と低い自治体のどう底上げをするかということになってくると思うんです。例えば県としては、人材育成の部分であれば、他の県でも、研修、例年だったら100名前後だったのを、今年度はもう少し人数を増やしたとか回数を増やしたとかで、定員を増やして何とか底上げをしていこうという自治体もあります。

また、今も（相談支援の）プロセスの中で非常に相談支援専門員にかかる比重が大きく、モニタリングに2回行ったり、市町村への色々な提出物で何回も通わないといけないとか、非常に手間がかかるんですよ、介護保険と違って。だからその部分を改善するために、（先日の国の通知で）相談支援専門員がやらなければならない業務と、補助員でもできる業務について分けて提示をして、ここの部分については補助員が、事務員とかそういう方達が担ってもいいですよというポイントを出したかと思うんです。それも参考にしながら進めてもらいたいということと、補助員の部分についても、障害者相談支援事業所サポート事業というものがあるかと思うんですけれども、これもぜひ県として取り入れていただいて、事業所の方の負担を軽減するための対策を検討していただきたい。もう1年ぐらいしかありませんので早めに検討いただきたい。

それから、当然支給決定をするのは市町村ですので、市町村がやっぱり頑張ってやらないといけないということはあるんですが、ただ協議会の場で相談支援事業所も入っておりますので、これから1年かけてどういうふうに進めていこうとか、そうい

う計画的な進め方についても、ぜひ議論を進めていただかないといけないんじゃないかと思っております。なんとか期限内に達成できるように皆が連携していく必要があると思います。よろしくお願いします。以上です。

久米委員 ひとつ気になりますのは、利用者が市町村役場から計画相談を受けなさいよという通知がいきますよね。それで、どこの相談支援センターでも受けていいんでしょうけれど、利用者がそれを知っているかどうかということも気になるんですよ。そのまま放置しているっていう状況があるんじゃないかなど。

会長 それはどうですか。

堀本副会長 それはないと思います。

久米委員 ないですかねえ。

堀本副会長 それはまあ市町村の窓口は・・・

久米委員 いや通知は出していると思うんですけども、そのまま当事者が放置している、通知をそのまま忘れているという当事者も多いかと思うので。相談支援員の責任というよりも市町村の責任ですよ。もう一度徹底する通知もいるんじゃないかなど、気になりました。

久米川委員 うちの事業所は精神障がい者の方中心に支援を行っているんですけども、先日身体の方で計画相談して欲しいということで、事業所に来られました。

期日を見ると、今日までの日付の書類を持って来られて、3月中に使いたいと。で、発送は2月だったんですね。ご本人さんに、どうしてそのままになったのかっていうのを確認したら、どこの事業所にいったらいいかわからなかったと。一応市町村からは一覧はいただくんですけども、今まで相談支援事業所が介入しなかった利用者の方は、やはり自分が誰に相談していいかわからないということで、2、3日で（計画を）作って提出はしたんですけども、そういうような状態があります。

それまでずっと相談支援事業所との関わりがあれば、相談ができると思うんですけども、やはり通所系のサービスだけを利用されている方っていうのは、相談支援員が関わっていない方もおられるので、そういう方についての事業所選びは市町村が介入する必要が出てくるかと思います。

久米委員 そうですね。入所している方はいいんですけどね。その施設の職員がやってくれますから。だけれど在宅福祉の方っていうのは往々にして今久米川さんが言ったようなことが多分にあると思いますね。

会長 はい、どうぞ。

佐々木委員 障がい福祉サービスで、障がい者になるっていうのはやっぱり病院で起こるから、そんなところに置いてもらうことはできないんですか。

会長 ああそういうものをね。どうなんでしょうか。

久米委員 そうですね。通院してるとかね。それもひとつの手でしょうけど。

会長 仮に通所だったら置いてあるの？そういうのは。それはない？はいどうぞ。

久米川委員 佐々木さんが言う病院っていうのは精神科の病院っていうことでいいんですか？

医療の現場っていうのは、福祉がわかりづらかったりするんです。ですので、医療の情報っていうのは提供しますが、そこまで福祉の状況を小さなクリニックぐらい

のところでは知っているかどうかといえ、充分ではないと思います。

会長 本当は相談窓口とかあるんですけど。そこまで情報がいつているかどうかですね。何とかそういうもっともっとわかるようにしていかないと。

はい、じゃあこのことについて他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど松下委員さんから最初の方でありました、研修が強度行動障がいを含めてありますので、かといって何人も行けるわけじゃなさそうなので、人選をよろしく願いたいと思います。強度行動障がいについて、十数年前に私は厚生省付属機関にいる時に事務局で色々しました。十数年前のがまた持ち上がったというか、それだけ現場では大変って言うていいのか、関わりを必要とする人がまだまだおいでになるってことです。是非、徳島から、良い方を推薦していただければと思いますので、よろしく願い致します。

それでは、今までのところで色んなご提案、ご意見等々ございましたがよろしいでしょうか。それでは続きまして、福祉政策の諸制度、色々変更がございました。そのことについて、事務局より説明をお願いいたします。

【議事】

(3) 福祉政策諸制度の変更等について

障がい福祉課から、次期障害福祉計画の策定、本県の障がい者虐待の状況について、障がい者相談支援センターから、障害支援区分制度の変更(資料P7～P10)について説明。

【質疑応答等】

会長 はい、説明がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、議題4の各事業の実施状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

【議事】

(4) 各事業の実施状況等について

障がい者相談支援センターから各研修会の実施状況(資料P11)指導者養成研修への派遣予定(資料P12)について説明。

【質疑応答等】

会長 研修会の開催、研修会への派遣ということで報告がございました。いかがでしょうか。

5の四国ブロックセミナー四県共催、162名中徳島県から12名ということで、12×4は48で、50にもいかないの、どういことかなと。予算がないのか、忙しいのかと思いつながら、ちょっと寂しすぎるなと思つたんですが。

事務局(障がい者相談支援センター) 私も寂しかった訳でございますけども、実施場所が愛媛県でございました。それで、県内からは、南部であるとか距離的に遠いところの方については来ていただくことが難しかったのかなと思つております。

会長 土居はそんなに遠くないよね。川之江だよ。

事務局（障がい者相談支援センター） 出来るだけ多くの方に参加いただけるような形で、今後の研修計画を立てていきたいと考えております。

会長 いかがでしょうか。来年度も、研修会、おそらく前倒しであるかと思っております、現場もありますが、研修も大事だと思っておりますので、参加する方が多くなるように尽力していただきたいと思っております。

じゃあ、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これで、議事の全てが終わっております。よろしいでしょうか。

なかなか、来年度は、先ほど事務局からお話がありましたように、この会も年2回ということで関係者としてほっとしておりますが、やはり中身のあるというか、顔を合わせないといけないんじゃないかなと思っております。

ホームページの議事録も、1年かかってやっと出たということで、それもやはり何とか早めに出していただきたいなど。今、ボイスレコーダーをパソコンに入れて画面に出るようなものもありますので、是非是非、その辺もお願いしたいと思っております。1年経ってでは遅すぎると思っております。会長の責任ではあるかもわかりませんが、よろしく願います。

それでは、今後の自立支援協議会、来年度2回ということで、お話をしました。

いろんな意見も頂きましたが、他にございませんでしょうか。

なかなか県の方々とですね、顔を合わせる場もないと思っておりますので、いい機会だと思われましたので、ございませんでしょうか。

4月2日が自閉症の日で、案内パンフレットを配布いただいております。発達障害週間が一般の方にもわかるように、是非お願いしたいと思っております。

じゃあ、今までのところで、特にございませんでしょうか。それでは、事務局の方から、最後お願い致します。

事務局（障がい者相談支援センター） 富澤先生、進行どうもありがとうございました。ご報告が1点ございます。

堀本副会長が今年度をもちまして定年退職されるということですので一言だけいただけたらと思っております。よろしくお願い致します。

堀本副会長 私、ちょうど60才になりまして、定年退職となりました。私の施設、社会福祉法人愛育会というところに、37年勤めさせていただきました。

私、10年間、地域系の仕事という形で従事してきて、その後、入所施設の施設長やれということで、困ったなというのが現実の話でして。それで、定年を迎えて、自由にやらせてくださいと法人の方に話したら、幸いにもまた地域系をやれということになりました。

入所は入所のしんどさはございました。私どもの施設においても入所の方の高齢化がありまして、特別養護老人ホームと変わらないような状況がございます。

当然、地域の方でも高齢化で、これから介護保険の形でサービスを使って生活を続けていくという形の方々、色んな方がおります。それで、幸いにも、また地域系という形で従事いたしますので、どれだけ地域の皆さんの力になれるかわかりま

せんけれども、特に知的障がいがある方についてのサービスというのは、隣の久米川さんが支援している精神障がいの方と同じように、どうしても発言力というのが弱いので、その点をカバーして今後も任期中は続けて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それと最後に、せっかく和泉さんに来ていただいております。私ども、特に知的の方々を主に扱っております。それと隣の久米川さんも、精神の方々の相談ということを中心にやっております。こうした方の中には、成年後見を受ける人、申請する人が相当数おります。最近行政が力を入れていただいているんですけども、後見人の数が足りない状況が現在起こっております。

1つの方法としては、市民後見の方法だとか、そういう形で県がある程度音頭をとって、どこかの団体で行っていく。一番いいのは、名前出したら怒られるかもしれませんが社会福祉協議会かと思ってるんですけど、私自身は。やはり、地域で暮らしていくためには、どうしても被害に遭う懸念がありますので。最後に、私からの希望もありますので、ぜひとも働きかけていただいて、市民が見守るという形での地域生活をすすめていただくという形で、県にご協力いただければと考えております。

和泉さんに、この辺のことを、せっかく来ているのでしゃべってもらおうと思って提案させていただきました。以上です。

和泉委員 私どもは社会福祉士会で専門職後見人として活動いたしております。現在、専門職後見人として活動しているのが、弁護士さん、司法書士さん、それに社会福祉士ということになっております。過去、家族の方が後見を担っていたことが多いんですけども、最近の傾向としては、家族の方ではなくて、専門職、第三者の後見というのがだんだんと増加してきております。それに伴いまして、後見を担う第三者専門職が非常に不足しているというのは、先ほども堀本さんから言われたとおりでございます。それで、社会福祉士会でも、現在30名余りの方が後見の研修を受けて活動しております。けれども、後見活動というのは非常に荷が重い活動でございます、本当に一人の方に対して、かなりの労力をさいて活動しなければいけないというような実態もございます。

私個人と致しましても、現在17名ぐらいの方の後見を受けております。徳島県の社会福祉士会でも、多い方だと30名ぐらいの方を受けております。私どもは社会福祉士として、独立して活動しておりますので、複数で後見を受けることができるわけなんですけれども、独立した社会福祉士というのは非常に少なく、(多くの方が)組織に所属しながら活動するといった実態もあります。そういった方は、1件2件受けるのが精一杯というところでございます。

そういったことで、先ほども堀本さんが言われましたように、専門職後見人だけじゃなくて、市民後見人であったり、法人後見として活動が始まろうとしているところがあります。それは市町村の社会福祉協議会なんですけれども、今、準備段階でされているのが藍住町、それから徳島市、美馬市の方はもうすでに法人後見として活動をされているようです。藍住町も、もう来年10月からでしたか、法人後見を実施していくということになっています。そういった法人後見であったり、市民後見といったところに広げていかないと、担っていく人材が少ない。今後申し立てもどんどん増え

ると思いますので、担っていく人材を増やしていくということが非常に重要になってくると思います。

こちらの方でも協議もされておりました、相談支援、計画相談でもですが、サービスを利用するにあたって、やはり全部契約ということになっております。その計画を立てていただくのでも、障がい者の方は、全部相談支援事業所と契約しないといけないということになります。その時はやはり知的障がいの方、精神障がいの方は判断能力もございませんので、この後見人の方に契約をしていただかないといけないという実態があると思います。そういったことで、計画相談をすすめていくのと同時に、車の両輪として、後見制度がもっともっと活用されるように、後見人の養成がなされるようになっていくべきだろうと考えております。以上です。

会長 ありがとうございます。市民後見人等々を県社協でも考えているみたいですけど、また、会議等ありましたら言うておきます。

よろしいでしょうか。じゃあ、本日の会議は終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。